

変更申請の手続きについて（ご案内）

1. 学校指定の変更申請

以下の内容に該当する場合は、学校指定変更願により手続きを行って下さい。

(1)すでに指定されている部科以外の部科について、指定部科として追加指定を受けようとする場合

(2)学則の変更により、その既指定部科の内容に変更が生じた場合

(3)学校名・部科名・所在地等の名称に変更が生じた場合

※学校長、授業料等の変更に対する学校指定変更願の提出は不要です。

2. 学校指定の変更申請の流れ

学校指定変更願および必要書類を郵送

↓

審査

↓

指定変更の通知書を送付

3. 申請書類

- ①学校指定変更願（別紙5）
- ②監督庁からの学則変更受理書の写し
- ③新学則（全文記載）
- ④部科別在籍生徒の現在数および教員の現在数を記載した書類
- ⑤1週間に行う（部科別の）授業科目およびその時間数を記載した書類

<申請書類の提出先>

〒480-1342

愛知県長久手市茨ヶ廻間 1533 番地 736

愛知高速交通株式会社

運輸技術部運輸課 学校指定担当

【お問い合わせ】

愛知高速交通株式会社 運輸技術部運輸課 学校指定担当

TEL：0561-61-4781 月～金（祝日・12/29～1/3を除く） 9：00～18：00

E-mail：gakko_shitei@linimo.jp